

時 系 列 表

1	平成 29 年 5 月 2 日 本件事件発生
↓	
2	平成 29 年 5 月 26 日 庄原警察署へ前日の 25 日に引き続き出頭 診断書のコピーでは駄目だということで翌 26 日原本を持参した
↓	
3 k1	平成 29 年 6 月 8 日 広島地方検察庁三次支部を訪れ告訴状提出
↓	
4 K18	庄原簡易裁判所平成 29 年(ハ)第 14 号 (県)答弁書(平成 29 年 8 月 29 日付) 庄原警察署の送致は平成 29 年 6 月 9 日
↓	
5 k20	庄原簡易裁判所平成 29 年(ハ)第 14 号 (県)第 1 準備書面(平成 29 年 9 月 26 日付) 私が地検を訪れた日を平成 29 年 6 月 8 日と前提として陳述している ↓ここから平成 29 年 6 月 12 日に化けた↓
6 k21	広島地方裁判所三次支部平成 30 年(ワ)第 19 号 (国)第 1 準備書面(平成 30 年 7 月 20 日付) 私が地検を訪れたのは平成 29 年 6 月 21 日
↓	
7 k2	広島地方裁判所三次支部平成 30 年(ワ)第 19 号判決 2 頁 平成 29 年 6 月一日とだけ認定している
↓	
8 K3	広島高等裁判所平成 31 年(ネ)第号判決 6 頁 令和元年 11 月 6 日判決言渡し 私が地検を訪れたのは平成 29 年 6 月 21 日と認定
<p>ウ 控訴人は、<u>平成 29 年 6 月 12 日</u>、広島地方検察庁三次支部を訪れ、対応した職員に対し、<u>同日付けの本件告訴状(「広島地方検察庁三次支部検察官」宛てのもの)</u>を提出した。対応した職員は、本件取扱要領 10 条に従い、控訴人に対し、本件告訴状の宛先を「広島地方検察庁検察官」に訂正させた上、告訴状等送付書に本件告訴状を添付して広島地方検察庁に送付した。(乙 3 の 1, 乙 5)</p>	
↓	
9	